

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

学校薬剤師の報酬について、県内における同規模市及び近隣市町との均衡並びに学校薬剤師の職務及び職責との相応を図るため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

学校薬剤師の報酬を「39,900円」から「90,000円」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。